



石川労働局発表  
平成 31 年 4 月 9 日(火)

【照会先】  
職業安定部職業対策課  
課長 諸田 一良  
課長補佐 坂本 多恵  
地方障害者雇用担当官 川越 寛子  
電話 076(265)4428

## 平成 30 年 石川県内の障害者雇用状況の集計結果

石川労働局では、このほど、民間企業における、平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%）。

### <集計結果の主なポイント>

#### <民間企業>（法定雇用率 2.2%）

- ・雇用障害者数 3,940.0 人、前年比 14.6%増（503.0 人増）  
特に、精神障害者の伸び率（前年比 51.3%増）が大きい
- ・実雇用率 2.18%、前年比 0.2 ポイント上昇 [法定雇用率（2.2%）を下回る]
- ・法定雇用率達成企業の割合 55.8%、前年比 0.9 ポイント低下  
法定雇用率未達成企業数 482 社、前年比 12.1%増（52 社増）

### <今後の取組>

上記のように雇用率未達成企業が増加していること等を踏まえ、石川労働局・ハローワークでは、

- ①障害者就職面接会を開催する等就職機会の提供
- ②障害者雇用に向けて採用支援セミナー&見学会等の開催
- ③障害者雇用が0人の企業を中心に、雇用事例の提供や職域開発を提案
- ④労働局・ハローワークが企業を訪問し、直接障害者雇用を要請

などに取組むことにより、障害者の雇用促進を図ることとします。

# 概要

## 障害者雇用状況報告の集計結果

### 民間企業における雇用状況

#### (1) 調査対象企業…付属資料の第1表 (P8)

- ・2.2%の法定雇用率が適用される民間企業（常用雇用労働者数45.5人以上規模の企業）が対象となり、1,091社で、前年より99社（10.0%）増加した。

#### (2) 雇用されている障害者の数、実雇用率…P3の1,2及び付属資料の第1表・第2表 (P8)、第9表 (P13)

- ・調査対象企業において雇用されている障害者の数は3,940.0人で、前年より14.6%（503.0人）増加と、8年連続で増加し、過去最高となった。特に、精神障害者が前年比51.3%増と、増加幅が大きい。
- ・実雇用率は2.18%（前年は1.98%）と、7年連続で上昇し過去最高となり、前年に引き続き、全国平均（2.05%）を上回った。

#### (3) 法定雇用率未達成企業の状況…P3の2及び付属資料の第9表 (P13)、第10表 (P14)

- ・法定雇用率達成企業の割合は55.8%（前年は56.7%）で、0.9ポイント減少、未達成企業が482社と、前年より12.1%（52社）増加した。
- ・法定雇用率未達成企業（482社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は72.6%（350社）となっている。
- ・障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、法定雇用率未達成企業に占める割合は56.2%（271社）となっている。

#### (4) 企業規模別の状況…P4及び付属資料の第3表・第4表 (P9)

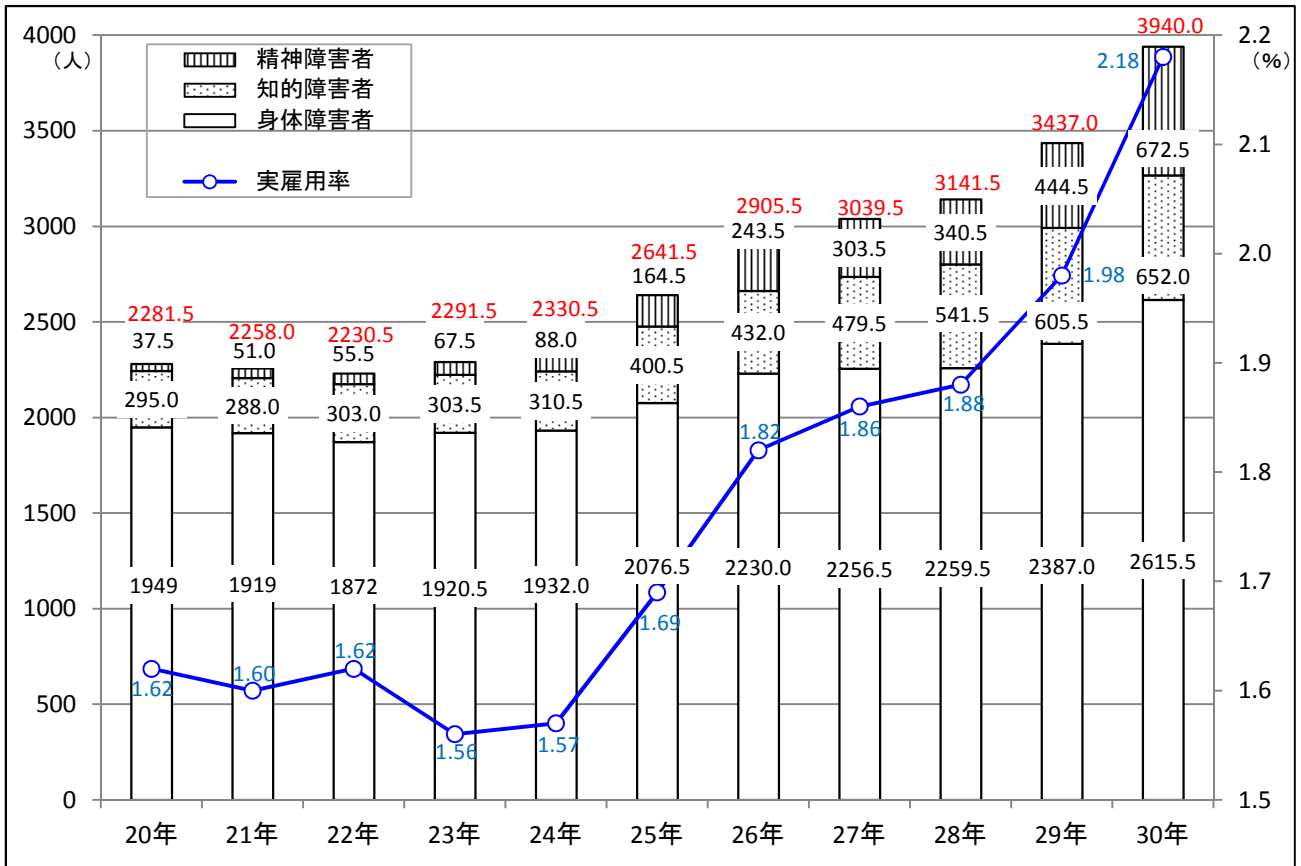
- ・雇用されている障害者の数は、1,000人以上規模で749.5人（前年は640.5人）と前年よりも17.0%と増加した。
- ・実雇用率が最も高いのは300～500人未満規模で、法定雇用率達成企業の割合が最も高いのは100～300人未満規模となっている。

#### (5) 産業別の状況…P5の4及び付属資料の第5表～第8表 (P10～12)

- ・雇用されている障害者の数は、情報通信業以外で前年より増加した。
- ・産業別の実雇用率では、「医療・福祉業」（3.57%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合でも、「医療・福祉業」（69.7%）が最も高くなっている。  
また、実雇用率では、「建設業」（1.32%）、「製造業」（1.98%）が、全国平均を下回った。法定雇用率達成企業の割合では、建設業（41.9%）が、全国平均を下回った。

# 民間企業における障害者雇用状況

## 1. 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移(石川県内)



<法定雇用率>

1.8%

2.0%

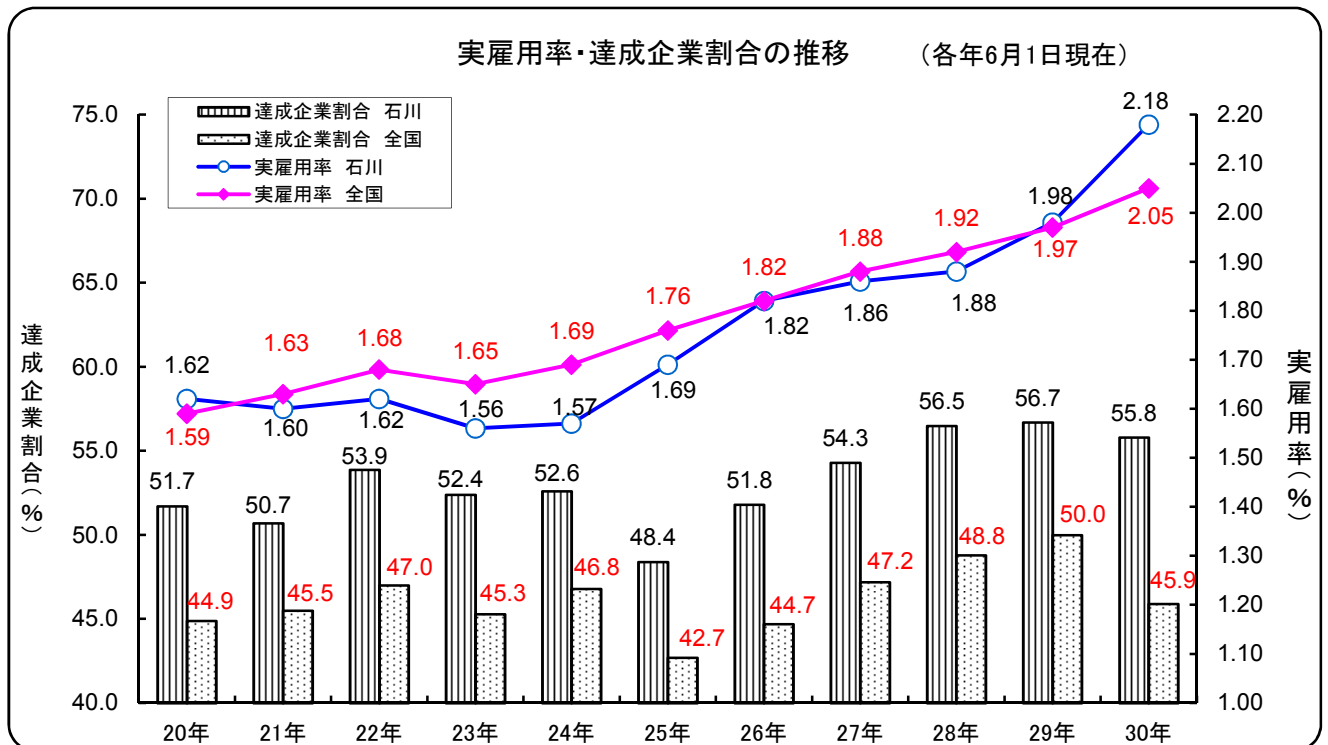
2.2%

注1: 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年~平成29年は50人以上規模、平成30年以降は45人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

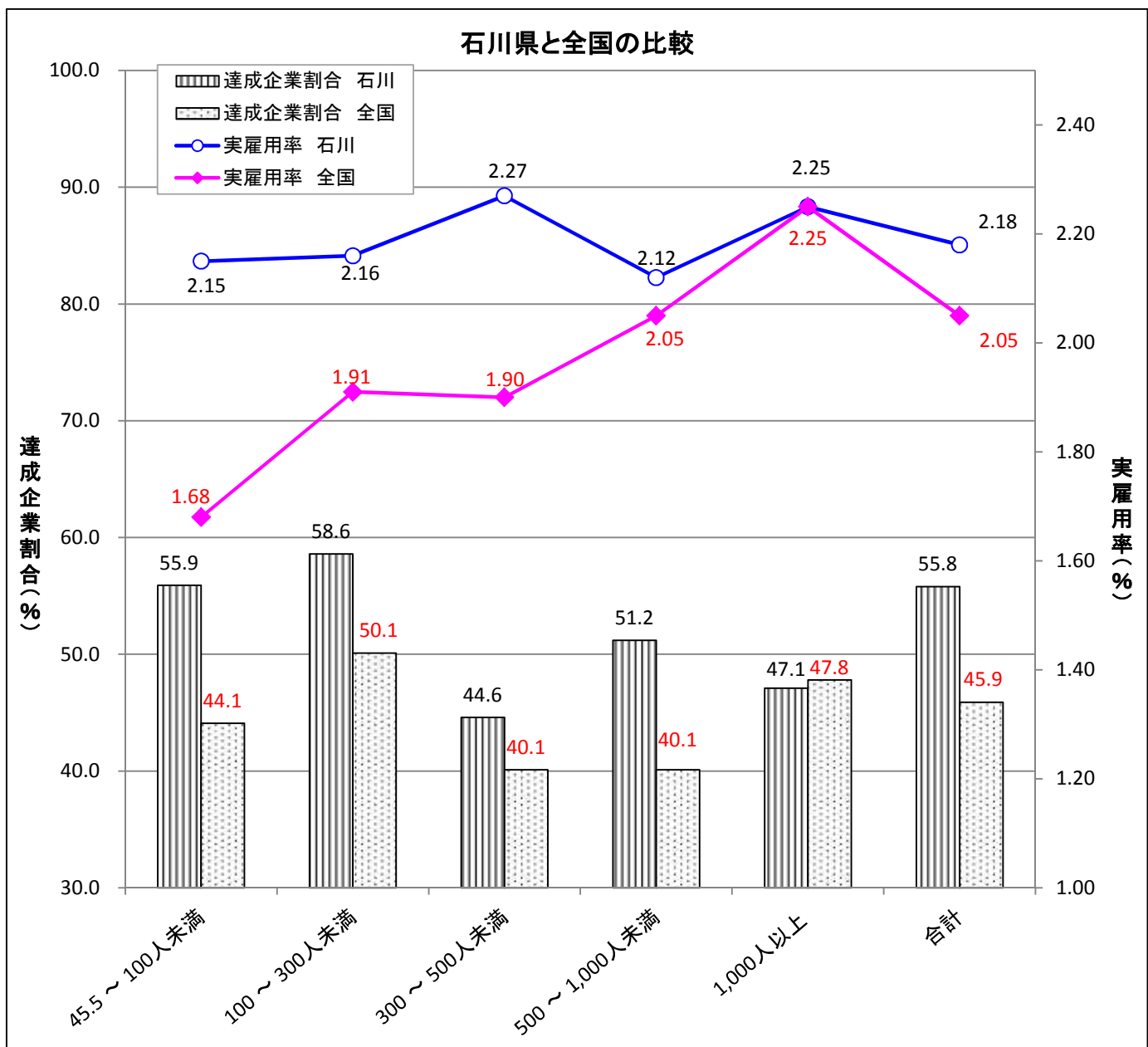
- ①平成18年以降: 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- ②平成23年以降: ①に加え、重度以外身体障害者又は重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
- ③平成30年以降: 精神障害者である短時間労働者のうち、次のいずれかに該当する者の数(1カウント)
  - (1)平成27年6月2日以降に雇い入れられた者であること
  - (2)平成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

## 2. 実雇用率・達成企業割合の推移



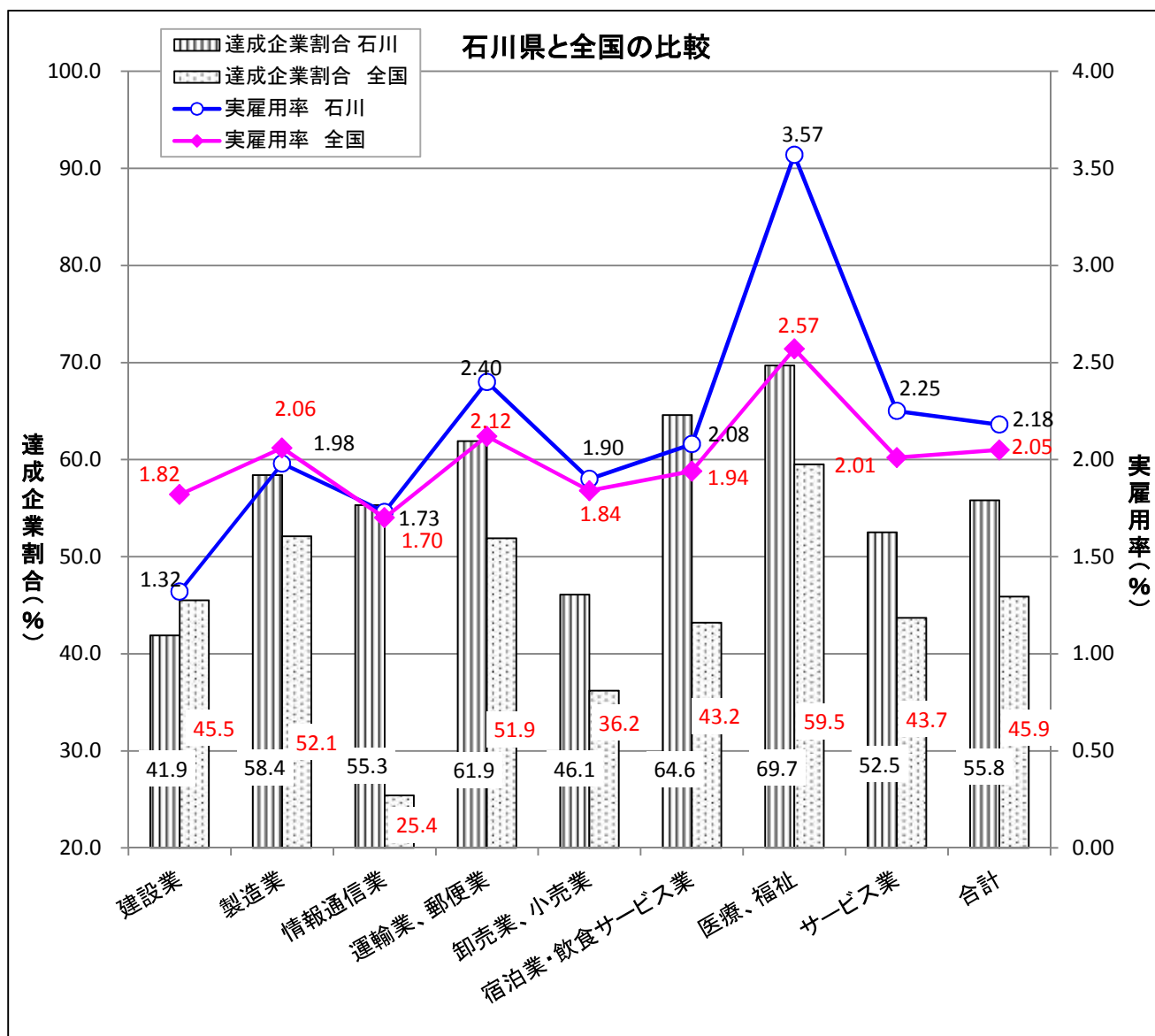
### 3. 企業規模別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
45.5 ～ 100人未満	589	329	260	55.9	0.7	39,015.0	838.0	21.4	2.15	0.17
100 ～ 300人未満	377	221	156	58.6	△ 0.9	58,371.0	1,262.5	13.8	2.16	0.23
300 ～ 500人未満	65	29	36	44.6	△ 2.1	23,271.5	528.5	22.3	2.27	0.20
500 ～ 1,000人未満	43	22	21	51.2	△ 14.7	26,526.0	561.5	△ 0.6	2.12	0.02
1,000人以上	17	8	9	47.1	△ 2.9	33,355.5	749.5	17.0	2.25	0.33
合 計	1091	609	482	55.8	△ 0.9	180,539.0	3,940.0	14.6	2.18	0.20



#### 4. 産業別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
建設業	43	18	25	41.9	13.0	5,853.0	77.0	18.5	1.32	0.13
製造業	329	192	137	58.4	△ 2.2	61,178.5	1,209.5	10.3	1.98	0.07
情報通信業	38	21	17	55.3	0.8	5,607.5	97.0	△ 23.9	1.73	△ 0.10
運輸業、郵便業	63	39	24	61.9	△ 4.8	8,989.0	216.0	8.8	2.40	0.15
卸売業、小売業	180	83	97	46.1	3.3	31,756.5	604.0	32.7	1.90	0.39
宿泊業・飲食サービス業	48	31	17	64.6	△ 1.4	7,414.5	154.0	11.6	2.08	0.15
医療、福祉	178	124	54	69.7	4.2	25,408.5	907.0	23.7	3.57	0.59
サービス業	99	52	47	52.5	△ 8.9	14,845.5	334.0	16.2	2.25	0.16
上記以外	113	49	64	43.4	△ 7.1	19,486.0	341.5	1.9	1.75	△ 0.01
合計	1091	609	482	55.8	△ 0.9	180,539.0	3,940.0	14.6	2.18	0.20



## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
 （42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

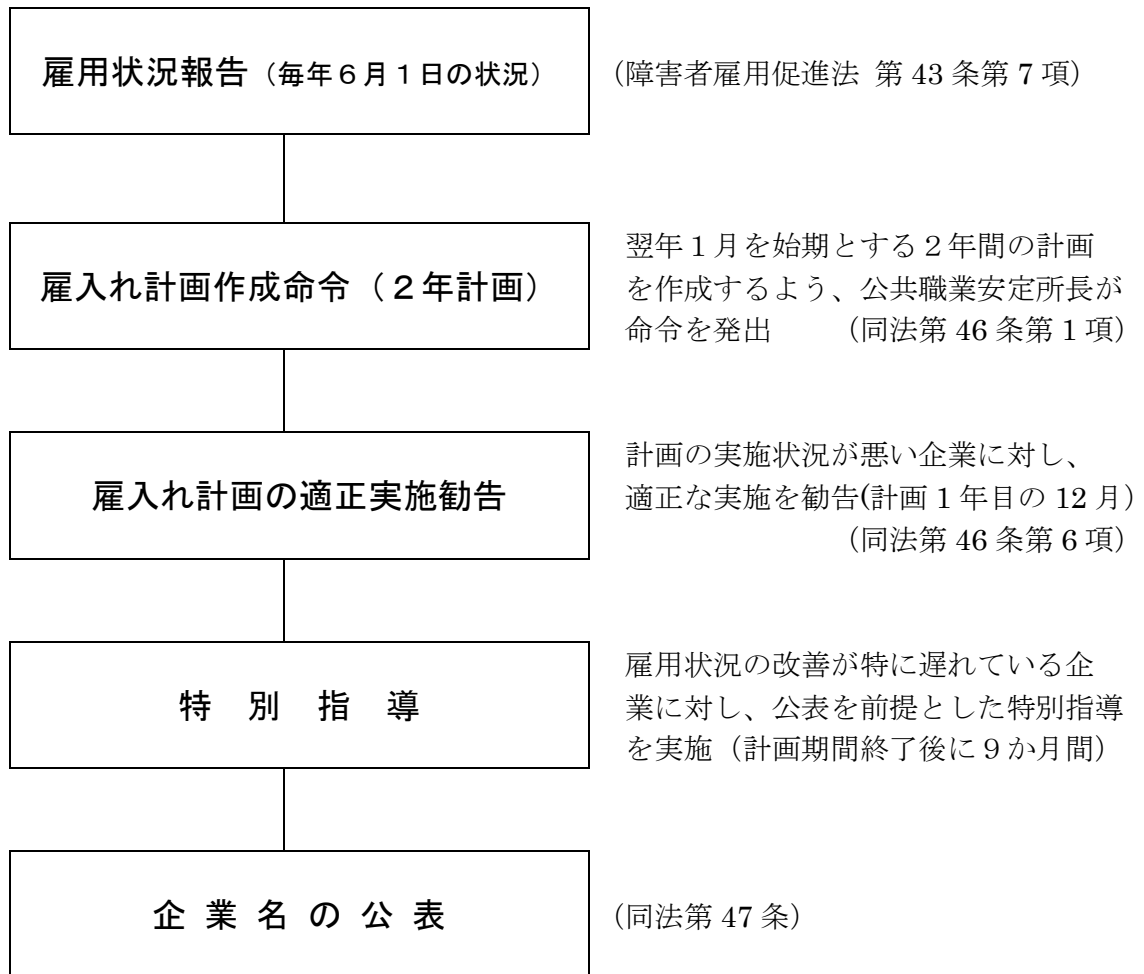
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## ◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### 〔指導実績〕

- 平成30年度の実績
  - \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 1社
  - \* 「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」」 0社
  - \* 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 1社 (30年度)
- 企業名の公表 0社

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況【第1表】

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2)+B+C+{(D-E)×0.5}+E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合(%)
H29	992	173,531.5	755	146	1,454	654	-	3,437.0	1.98	56.7	1.97	50.0
H30	1,091	180,539.0	810	178	1,560	895	269	3,940.0	2.18	55.8	2.05	45.9

② 障害種別雇用状況【第2表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+{(d-e)×0.5}+e
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
H29	3,437.0	672	848	120	150	2,387.0	83	339	26	149	605.5	267	355	-	444.5
H30	3,940.0	728	924	146	179	2,615.5	82	331	32	250	652.0	305	466	269	672.5

[1(1)①表【第1表】の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(以下、「基礎労働者数」という。)」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 E欄の精神障害者とは、次のいずれかに該当する者を含む。  
 ①平成27年6月2日以降に雇い入れられた者であること。  
 ②平成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

[1(1)②表【第2表】の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のf欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。



(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況【第3表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	全国		
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2)+B+C+(D-E)×0.5+E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
規模計	H29	992	173,531.5	755	146	1,454	654	-	3,437.0	1.98	56.7	1.97	50.0
	H30	1091	180,539.0	810	178	1,560	895	269	3,940.0	2.18	55.8	2.05	45.9
45.5～100人未満	H29	502	34,777.0	144	51	269	164	-	690.0	1.98	55.2	1.60	46.5
	H30	589	39,015.0	171	61	313	194	50	838.0	2.15	55.9	1.68	44.1
100～300人未満	H29	368	57,572.5	236	57	448	265	-	1,109.5	1.93	59.5	1.81	54.1
	H30	377	58,371.0	250	67	489	326	87	1,262.5	2.16	58.6	1.91	50.1
300～500人未満	H29	60	20,844.5	92	16	202	60	-	432.0	2.07	46.7	1.82	45.8
	H30	65	23,271.5	103	20	219	131	36	528.5	2.27	44.6	1.90	40.1
500～1000人未満	H29	44	26,904.5	134	10	266	42	-	565.0	2.10	65.9	1.97	48.6
	H30	43	26,526.0	129	12	259	57	8	561.5	2.12	51.2	2.05	40.1
1,000人以上	H29	18	33,433.0	149	12	269	123	-	640.5	1.92	50.0	2.16	62.0
	H30	17	33,355.5	157	18	280	187	88	749.5	2.25	47.1	2.25	47.8

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

6

② 障害種別雇用状況【第4表】

(人)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
			短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
規模計	H29	3,437.0	672	848	120	150	2,387.0	83	339	26	149	605.5	267	355	-	444.5
	H30	3,940.0	728	924	146	179	2,615.5	82	331	32	250	652.0	305	466	269	672.5
45.5～100人未満	H29	690.0	123	165	32	26	456.0	21	65	19	44	148.0	39	94	-	86.0
	H30	838.0	151	189	37	39	547.5	20	67	24	58	160.0	57	97	50	130.5
100～300人未満	H29	1,109.5	214	279	54	61	791.5	22	91	3	60	168.0	78	144	-	150.0
	H30	1,262.5	226	311	63	70	861.0	24	90	4	72	178.0	88	184	87	223.5
300～500人未満	H29	432.0	82	97	14	25	287.5	10	64	2	8	90.0	41	27	-	54.5
	H30	528.5	95	123	18	19	340.5	8	47	2	62	96.0	49	50	36	92.0
500～1000人未満	H29	565.0	116	129	9	12	376.0	18	85	1	12	128.0	52	18	-	61.0
	H30	561.5	112	116	11	14	358.0	17	91	1	20	136.0	52	23	8	67.5
1,000人以上	H29	640.5	137	178	11	26	476.0	12	34	1	25	71.5	57	72	-	93.0
	H30	749.5	144	185	17	37	508.5	13	36	1	38	82.0	59	112	88	159.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

〔1(2)①表【第3表】、②表【第4表】の注〕

注 平成29年は45.5～50人未満規模企業は報告義務対象外。

## (3) 産業別の雇用状況

## ① 概況【第5表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (E÷②× 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2)+B+C+[(D-E)×0.5]+E
産業計	H29	992	173,531.5	755	146	1,454	654	-	3,437.0	1.98	56.7
	H30	1,091	180,539.0	810	178	1,560	895	269	3,940.0	2.18	55.8
建設業 06~08	H29	38	5,475.5	15	0	34	2	-	65.0	1.19	28.9
	H30	43	5,853.0	19	0	37	2	2	77.0	1.32	41.9
製造業 09~32	H29	289	57,546.5	293	14	476	42	-	1,097.0	1.91	60.6
	H30	329	61,178.5	308	14	553	43	10	1,209.5	1.98	58.4
情報通信業 37~41	H29	33	6,968.0	35	1	56	1	-	127.5	1.83	54.5
	H30	38	5,607.5	30	2	34	1	1	97.0	1.73	55.3
運輸業・郵便業 42~49	H29	57	8,832.0	42	2	101	23	-	198.5	2.25	66.7
	H30	63	8,989.0	49	4	94	29	11	216.0	2.40	61.9
卸売・小売業 50~61	H29	166	30,228.5	97	20	173	136	-	455.0	1.51	42.8
	H30	180	31,756.5	110	28	209	209	85	604.0	1.90	46.1
金融・不動産業 62~70	H29	26	6,728.0	32	4	42	12	-	116.0	1.72	42.3
	H30	30	6,970.0	30	4	53	12	4	125.0	1.79	40.0
学術研究・専門・ 技術サービス業 71~74	H29	13	1,315.5	4	0	6	0	-	14.0	1.06	38.5
	H30	18	1,595.0	4	0	12	0	0	20.0	1.25	38.9
宿泊業・飲料 サービス業 75~77	H29	50	7,151.0	21	7	77	24	-	138.0	1.93	66.0
	H30	48	7,414.5	28	8	71	30	8	154.0	2.08	64.6
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	H29	26	2,952.5	13	3	32	7	-	64.5	2.18	76.9
	H30	27	2,851.5	11	0	26	7	0	51.5	1.81	55.6
教育・学習支援業 81~82	H29	14	3,726.5	11	7	29	3	-	59.5	1.60	28.6
	H30	16	3,909.5	13	7	25	4	2	61.0	1.56	31.3
医療福祉 83~85	H29	168	24,597.0	119	70	245	361	-	733.5	2.98	65.5
	H30	178	25,408.5	129	87	247	491	139	907.0	3.57	69.7
複合サービス業 86~87	H29	17	3,817.0	19	3	30	8	-	75.0	1.96	47.1
	H30	17	3,820.0	18	3	33	10	2	78.0	2.04	41.2
サービス業 88~96	H29	88	13,736.5	54	15	147	35	-	287.5	2.09	61.4
	H30	99	14,845.5	61	21	160	57	5	334.0	2.25	52.5
その他 01~05 33~36	H29	7	457.0	0	0	6	0	-	6.0	1.31	57.1
	H30	5	340.0	0	0	6	0	0	6.0	1.76	60.0

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第6表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外						
産業計	H29	3,437.0	672	848	120	150	2,387.0	83	339	26	149	605.5	267	355	-	444.5
	H30	3,940.0	728	924	146	179	2,615.5	82	331	32	250	652.0	305	466	269	672.5
建設業 06~08	H29	65.0	13	25	0	0	51.0	2	2	0	0	6.0	7	2	-	8.0
	H30	77.0	18	26	0	0	62.0	1	2	0	0	4.0	9	2	2	11.0
製造業 09~32	H29	1,097.0	269	274	13	18	834.0	24	128	1	11	182.5	74	13	-	80.5
	H30	1,209.5	282	298	13	17	883.5	26	144	1	13	203.5	111	13	10	122.5
情報通信業 37~41	H29	127.5	35	30	1	0	101.0	0	2	0	0	2.0	24	1	-	24.5
	H30	97.0	30	24	2	0	86.0	0	1	0	0	1.0	9	1	1	10.0
運輸業・郵便業 42~49	H29	198.5	34	67	2	10	142.0	8	18	0	3	35.5	16	10	-	21.0
	H30	216.0	42	64	4	10	157.0	7	19	0	4	35.0	11	15	11	24.0
卸売・小売業 50~61	H29	455.0	90	113	19	34	329.0	7	27	1	28	56.0	33	74	-	70.0
	H30	604.0	102	138	25	36	385.0	8	29	3	54	75.0	42	119	85	144.0
金融・不動産業 62~70	H29	116.0	30	36	4	9	104.5	2	2	0	0	6.0	4	3	-	5.5
	H30	125.0	29	43	4	8	109.0	1	2	0	0	4.0	8	4	4	12.0
学術研究・専門・ 技術サービス業 71~74	H29	14.0	4	5	0	0	13.0	0	0	0	0	0.0	1	0	-	1.0
	H30	20.0	4	10	0	0	18.0	0	0	0	0	0.0	2	0	0	2.0
宿泊業・飲料 サービス業 75~77	H29	138.0	14	39	5	2	73.0	7	19	2	13	41.5	19	9	-	23.5
	H30	154.0	20	41	6	4	89.0	8	16	2	15	41.5	14	11	8	23.5
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	H29	64.5	12	22	2	4	50.0	1	8	1	3	12.5	2	0	-	2.0
	H30	51.5	10	17	0	4	39.0	1	7	0	2	10.0	2	1	0	2.5
教育・学習支援業 81・82	H29	59.5	11	27	6	2	56.0	0	0	1	0	1.0	2	1	-	2.5
	H30	61.0	13	23	6	2	56.0	0	0	1	0	1.0	2	2	2	4.0
医療福祉 83~85	H29	733.5	102	116	55	46	398.0	17	88	15	83	178.5	41	232	-	157.0
	H30	907.0	112	130	69	61	453.5	17	62	18	146	187.0	55	284	139	266.5
複合サービス業 86・87	H29	75.0	13	17	2	3	46.5	6	5	1	4	20.0	8	1	-	8.5
	H30	78.0	12	20	2	5	48.5	6	6	1	3	20.5	7	2	2	9.0
サービス業 88~96	H29	287.5	45	73	11	22	185.0	9	38	4	4	62.0	36	9	-	40.5
	H30	334.0	54	86	15	32	225.0	7	41	6	13	67.5	33	12	5	41.5
その他 01~05 33~36	H29	6.0	0	4	0	0	4.0	0	2	0	0	2.0	0	0	-	0.0
	H30	6.0	0	4	0	0	4.0	0	2	0	0	2.0	0	0	0	0.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

③ 主な製造業における雇用状況(概況)【第7表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (E÷②)× 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2)+B+(C+(D-E×0.5))+E
製造業計	H29	289	57,546.5	293	14	476	42	-	1,097.0	1.91	60.6
	H30	329	61,178.5	308	14	553	43	10	1,209.5	1.98	58.4
食料品・たばこ 09・10	H29	44	6,279.0	26	7	67	20	-	136.0	2.17	68.2
	H30	49	6,449.5	30	8	69	22	7	151.5	2.35	65.3
繊維 11	H29	34	4,342.0	22	0	38	6	-	85.0	1.96	70.6
	H30	43	4,783.0	22	0	44	7	1	92.0	1.92	67.4
金属製品 24	H29	28	3,285.5	16	0	23	3	-	56.5	1.72	64.3
	H30	36	3,692.5	18	1	31	3	0	69.5	1.88	63.9
電気機械器具 29	H29	28	13,514.0	93	2	95	4	-	285.0	2.11	67.9
	H30	30	14,122.5	94	2	102	3	0	293.5	2.08	53.3

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

④ 主な製造業における雇用状況(障害種別)【第8表】

(人)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			e. 計 b+(d-e)×0.5)+e
			短時間以外		短時間		e. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		e. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
製造業計	H29	1,097.0	269	274	13	18	834.0	24	128	1	11	182.5	74	13	-	80.5
	H30	1,209.5	282	298	13	17	883.5	26	144	1	13	203.5	111	13	10	122.5
食料品・たばこ 09・10	H29	136.0	14	27	6	5	63.5	12	34	1	7	62.5	6	8	-	10.0
	H30	151.5	16	29	7	6	71.0	14	32	1	8	65.0	8	8	7	15.5
繊維 11	H29	85.0	22	23	0	2	68.0	0	10	0	1	10.5	5	3	-	6.5
	H30	92.0	22	26	0	4	72.0	0	12	0	1	12.5	6	2	1	7.5
金属製品 24	H29	56.5	14	17	0	2	46.0	2	5	0	1	9.5	1	0	-	1.0
	H30	69.5	16	21	1	1	54.5	2	3	0	2	8.0	7	0	0	7.0
電気機械器具 29	H29	285.0	89	51	2	1	231.5	4	25	0	2	34.0	19	1	-	19.5
	H30	293.5	91	49	2	1	233.5	3	29	0	1	35.5	24	1	0	24.5

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移【第9表】

(各年6月1日現在)

年	障害者数 (人)	対前年増減 (人)	実雇用率 (%)	対前年増減 (P)	対象 企業数 (社)	達成 企業数 (社)	未達成 企業数 (社)	法定雇用率		法定 雇用率
								達成企業割合 (%)	対前年増減 (P)	
昭和 52 年	1,018	—	1.35	—	398	244	154	61.3	—	1.5
53	1,042	24	1.42	0.07	381	222	159	58.3	△ 3.0	◇雇用率の改定経過 S51年10月1日 1.50% S63年4月1日 1.60% H10年7月1日 1.80% H25年4月1日 2.00% H30年4月1日 2.20%
54	1,053	11	1.40	△ 0.02	388	226	162	58.2	△ 0.0	
55	1,136	83	1.44	0.04	420	249	171	59.3	1.0	
56	1,235	99	1.54	0.10	418	260	158	62.2	2.9	
57	1,294	59	1.59	0.06	416	270	146	64.9	2.7	
58	1,299	5	1.59	△ 0.00	417	272	145	65.2	0.3	
59	1,295	△ 4	1.54	△ 0.05	426	267	159	62.7	△ 2.6	
60	1,331	36	1.53	△ 0.01	452	282	170	62.4	△ 0.3	
61	1,236	△ 95	1.41	△ 0.12	450	262	188	58.2	△ 4.2	
62	1,200	△ 36	1.32	△ 0.10	471	276	195	58.6	0.4	
63	1,471	271	1.52	0.21	537	311	226	57.9	△ 0.7	
平成 元 年	1,560	89	1.54	0.01	562	319	243	56.8	△ 1.2	
2	1,677	117	1.57	0.03	586	344	242	58.7	1.9	
3	1,718	41	1.56	△ 0.01	582	330	252	56.7	△ 2.0	
4	1,890	172	1.60	0.04	651	387	264	59.4	2.7	
5	1,970	80	1.67	0.06	651	393	258	60.4	0.9	
6	1,983	13	1.67	0.01	653	379	274	58.0	△ 2.3	
7	1,966	△ 17	1.67	0.00	638	366	272	57.4	△ 0.7	
8	2,002	36	1.68	0.01	659	375	284	56.9	△ 0.5	
9	2,019	17	1.70	0.02	661	382	279	57.8	0.9	
10	2,024	5	1.70	0.00	648	375	273	57.9	0.1	
11	2,005	△ 19	1.66	△ 0.04	710	365	345	51.4	△ 6.5	
12	1,968	△ 37	1.67	0.01	692	382	310	55.2	3.8	
13	2,022	54	1.67	△ 0.00	709	381	328	53.7	△ 1.5	
14	1,985	△ 37	1.67	△ 0.00	693	373	320	53.8	0.1	
15	1,982	△ 3	1.66	△ 0.01	698	359	339	51.4	△ 2.4	
16	2,091	109	1.64	△ 0.02	719	380	339	52.9	1.4	
17	2,103	12	1.61	△ 0.03	723	382	341	52.8	△ 0.0	
18	2,128.5	26	1.53	△ 0.08	776	371	405	47.8	△ 5.0	
19	2,149.5	21	1.57	0.04	768	370	398	48.2	0.4	
20	2,281.5	132	1.62	0.05	789	408	381	51.7	3.5	
21	2,258.0	△ 24	1.60	△ 0.02	783	397	386	50.7	△ 1.0	
22	2,230.5	△ 28	1.62	0.02	772	416	356	53.9	3.2	
23	2,291.5	61	1.56	△ 0.06	796	417	379	52.4	△ 1.5	
24	2,330.5	39	1.57	0.01	812	427	385	52.6	0.2	
25	2,641.5	311	1.69	0.12	912	441	471	48.4	△ 4.2	
26	2,905.5	264	1.82	0.13	927	480	447	51.8	3.4	
27	3,039.5	134	1.86	0.04	932	506	426	54.3	2.5	
28	3,141.5	102	1.88	0.02	951	537	414	56.5	2.2	
29	3,437.0	296	1.98	0.10	992	562	430	56.7	0.2	
30	3,940.0	503	2.18	0.20	1091	609	482	55.8	△ 0.9	2.2

◇雇用率の改定経過

S51年10月1日 1.50%  
S63年4月1日 1.60%  
H10年7月1日 1.80%  
H25年4月1日 2.00%  
H30年4月1日 2.20%

注1 障害者数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者

平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに  
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに  
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成30年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに  
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに  
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

※精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者は1人分とカウントしている。

- ①平成27年6月2日以降に雇入れられた者であること
- ②平成27年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数【第10表】

区分		①法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が 0人である企業数
			0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	H29	430	318 (74.0)	72 (16.7)	23 (5.3)	9 (2.1)	7 (1.6)	1 (0.2)	252 (58.6)
	H30	482	350 (72.6)	77 (16.0)	29 (6.0)	16 (3.3)	9 (1.9)	1 (0.2)	271 (56.2)
45.5～100人未満	H29	225	225 (100.0)	- -	- -	- -	- -	- -	211 (93.8)
	H30	260	250 (96.2)	10 (3.8)	- -	- -	- -	- -	236 (90.8)
100～300人未満	H29	149	77 (51.7)	56 (37.6)	12 (8.1)	4 (2.7)	- -	- -	41 (27.5)
	H30	156	79 (50.6)	54 (34.6)	16 (10.3)	7 (4.5)	- -	- -	35 (22.4)
300～500人未満	H29	32	11 (34.4)	8 (25.0)	8 (25.0)	3 (9.4)	2 (6.3)	- -	-
	H30	36	12 (33.3)	10 (27.8)	8 (22.2)	5 (13.9)	1 (2.8)	- -	-
500～1000未満	H29	15	4 (26.7)	6 (40.0)	1 (6.7)	2 (13.3)	2 (13.3)	- -	-
	H30	21	8 (38.1)	2 (9.5)	4 (19.0)	3 (14.3)	4 (19.0)	- -	-
1000人以上	H29	9	1 (11.1)	2 (22.2)	2 (22.2)	- -	3 (33.3)	1 (11.1)	-
	H30	9	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)	-

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

注3 平成29年は45.5～50人未満規模企業は報告義務対象外。